火の元に気をつけて

秋の火災予防運動

11月26日～12月2日

秋の全国火災予防運動が十一月二十六日から十二月二日まで行なわれます。冬に向って暖房器具の使用が激しくなりますので、火の元には十分注意してください。

ことしは例年にくらべて火災発生件数が多くなっていますが、過去数年間十一月から十二月にかけて大きな火災が多く発生しています。今一度火気の取り扱いに対する認識を新たにして、ストーブなどを使用するときは、十分注意してください。

特に石油ストーブ等に油を注ぐときは、必ず一旦火を消してからにしてください。

南部消防署では、火災予防運動の期間中、防火思想の向上と火災の発生防止を図るため消防署員と消防団員が各家庭や事業所、旅館を巡回しますので御協力ください。

なお、毎晩七時に警火心の喚起を図るために警鐘を打鳴（●　●―●）しますので、もう一度火の元を点検し火の元を絶対にあまさないように注意ください。

火災は消防署へ　場所と目標をハッキリと

11月の保健衛生事業

レントゲン検診

月　日	場　所	時　間
11月13日（月）	石瀬渡辺組材料置場	午前9時30分～12時
	岩室公会堂	午後1時　～3時
14日	岩室中学校	午前9時30分～12時 午後1時　～3時
15日	間瀬小学校	午前9時30分～12時
16日	岩室村役場	午前9時30分～12時 午後1時　～3時

対象者　春レントゲン検診を受けなかった人
次の業種の人
旅館，料理店，飲食店，食品を取扱う人（製造業も含む）接客業，理美容師，クリーニング，保母，助産婦，看護婦，あんま師

ポリオ生ワク投与

月日	場所	時　間	対　象　者
11月2日	岩室村役場	午後1時～2時	昭和46年7月1日から昭和47年7月31日までに生れた者

予防接種

区　分	場　所	日		時
インフルエンザ 対象者 3才以上の希望者	和納小学校	14日	21日	午後1時30分～2時
	西保育所	15日	22日	
	間瀬小学校	16日	24日	午後1時～1時30分
	岩室中学校	17日	28日	午後1時30分～2時

一般接種希望者は学校保育所児童の接種後になります。

秋の一斉ねずみ駆除月間　11月1日～11月30日

ねずみ駆除は食中毒やワイル氏病の未然防止と田畑ならびに果樹などの農作物の被害を防止し清潔で快適な環境を作るため村内総ぐるみの組織活動により一斉駆除を展開する。

山と海と温泉と

緑と憩いの自然休養村

最近の社会構造の変革は、否応なしに農業の大改革をいたさねばならない重大な岐路に立たされて居る現状であります。米の需給問題、農産物に対する輸入自由化の要請、野菜を始めとする食料の価格流通問題などきわめて困難な多くの問題をかかえております。

そのなかで農林省構想にもとずく自然休養村の建設があり、全国で昨年度は三十ケ所を指定し、本年度は四十ケ所の指定予定の中で幸にして本村が候補地として指定を受けました。

これは今後営々として発展しようとする岩室村の将来に大きな意義をもつものであり特に最近問題視されている、公害、過疎過密問題が深刻化している現状の中で、自然環境の保全、レクリエーション基地の確保はこれからの農業及び農村の果すべき新しい役割であろうと思います。この自然休養村事業とは、農山漁村の自然保護と都会に住む人達に健全なレクリエーションの場を提供し、合せて農山漁民に施設での就業の機会を与えるとともに所得の増大を図ることがねらいとされております。然しながら此れ等事業と直接取組むのは村民の皆さんに他なりません。いかに立派な計画がなされても、指導を受けるだけでは、解決されません。

必ずや終局は一にかかって村民皆さんの斗志と、やろうとする意欲の他何ものもありません。村としては、自然休養村建設促進整備協議会を組織し農業と観光にそれぞれ専門部会をもうけ基本構想並びに事業の実施計画を取纏めつつありますが、各位の積極的参加を期待して止みません。

おもな計画案

一、指定区域
金池、石瀬、岩室、橋本、樋曾、間瀬

二、事業種目
(イ)農道整備事業
サイクリング道路
遊歩道
(ロ)つり堀及び附属施設
(ハ)園地造成事業
クリ園、梅園、花木園
(ニ)観光牧場及び附属施設
(ホ)民宿、直売所、駐車場
その他附属施設
(ヘ)管理棟（総合管理）施設
以上

次に自然休養村建設促進整備協議会委員の紹介

(イ)農業専門部会
山上一夫、寺沢多左雄
早川喜五郎、藍沢六郎
竹内以知司、月岡登
吹井和一郎、永塚藤一郎
後藤教蔵、大岩安平
岸本晴吉、小林甲一
斎藤綱、保苅芳雄
小林盛夫、池上友一
本間伝蔵、大森成治
木村一治、大桃武一
三富達一、青柳正彦
金子秀蔵、後藤由男
本間兵治、井ノ上徳太郎
藤田幸一、本間昇治
成田正衛、藤田一郎
草野萬一、山県信栄
山上四郎

(ロ)観光専門部会
山本芳太郎、篠原治蔵
渡辺謙一、武藤源治郎
中村昭、田中一郎
石塚次郎、鈴木哲夫
石塚栄司、宝賀越亥
田中高蔵、高綱長吉
阿部喜八郎、石崎栄松
岡崎五郎、岡崎信雄
和田高明、渡辺茂樹
本間八十太郎、由井助松
浅田喜代治、五十嵐寛一郎
後藤金芳、佐藤幸男
田中四郎、竹内一義
渡辺喜五郎、大越安之亟

国民年金の任意加入について

日本国民で二十才から六十才までの人は、法律に定めるもの以外は、国民年金制度に加入しなければならないことになっています。

法に定めるものとは

1、明治44年4月2日以降に生れた人で次のどれかに該当する人

(イ)被用者年金制度（別表）から老令、退職、障害、遺族等の年金を受けているか、又受けられる資格のある人

(ロ)(イ)の配偶者及び被用者年金制度の被保険者又は組合員の配偶者

(ハ)戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金や障害年金を受けている人

(ニ)未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当や特別当当を受けている人

(ホ)学生（生徒）＝（定時制通信制の高校生及び夜間通信による大学生を除く。

然しこれ等の人は自分から希望して国民年金制度に加入することができます。

このことを任意加入と言って一般の国民年金加入者と同様な取扱いや資格で将来国民年金をもらうことができます。最近国においては福祉国家建設の柱として国民年金制度の水準を高め、国民の生活安定を期さんとし、特に明年度においては年金額の大巾な増額を検討中であります。

折角このような時期に自分の老後に備えて、進んで加入されるよう御勧めします。加入手続きは住民課（国民年金係）へ申し出て下さい。

別表　**被用者年金制度**

種　類	被保険者又は組合員等
1 厚生年金保険	会社、工場など民間事業所の従業員
2 舟員保険	船員
3 国家公務員共済組合	常勤の国家公務員
4 地方公務員共済組合	県庁、市役所、市町村役場の職員
5 私立学校教職員共済組合	私立、学校の教職員
6 公共企業体職員等共済組合	国鉄、電々公社、専売公社などの職員
7 農林漁業団体職員共済組合	農協、森林組合、農業共済組合、土地改良区などの職員
8 国会議員互助年金	国会議員

静閑荘を無料解放

静閑荘の使用料について、村内の老人（60才以上）に限り11月1日より無料といたします。御気軽るに、せいぜい御利用下さい。

※村の行事や公営結婚等で満館の場合は入れませんので静閑荘に連絡の上、御利用下さい。

戦傷病者戦歿者遺族等援護法の昭和47年10月1日改正要点のお知らせ

この改正によって適用を受けることとなる者は、適用の日から7年以内に請求しないと請求する権利は消滅します。該当すると思われる方は、市町村または県民生部援護課にご相談ください。

①満州開拓青年義勇隊員の処遇改善について

満州開拓青年義勇隊員が、軍の命令によって兵器廠、補給廠、野戦倉庫等の警備または軍事物資の輸送、あるいは軍用道路の補修、その他の諸業務に従事中におけるその業務に関連した傷病に対しては障害の程度に応じて障害年金が支給され、またこれがため死亡したときはその遺族に対して遺族給与金、弔慰金等が支給されていたが、業務に従事した時期を昭和16年12月8日以降と定めていたものを本年の改正で昭和14年12月22日から昭和16年12月7日までの者に対しても支給されることになりました。

②準事変地の準軍属に障害年金、遺族給与金等を

日華事変中（昭和12年7月7日から昭和16年12月7日までの間）、本邦、樺太、千島列島、朝鮮、台湾において業務に従事した陸、海軍の有給軍属を準軍属として扱うこととし、この者が公務上受傷した場合には障害程度に応じた障害年金を、また受傷が直接の死因であるときはその遺族に遺族給与金、弔慰金等が支給されることになりました。

なお、昭和16年12月8日以後における勤務中の受傷者または死亡者に対しては昭和34年、昭和39年と、また最近の改正では昭和44年からすでにそれぞれ支給していますが、これらに該当する者はいずれも7年間請求しないときは請求権利が消滅して、せっかくの年金等を受けることができないかたもありますので、心あたりの向きは至急申し出て、権利があるかどうかを問い合わせてください。

③満州勤務軍属の在職期間の拡大

昭和16年12月8日以後における勤務中の受傷等に対しては援護法の適用をみていたが、同日以前の受傷者等にはこの適用がなかったところ、今回の改正で昭和12年7月7日から昭和16年12月7日までの者の公務傷病についても太平洋戦争期間中の軍属と同様に援護法を適用し障害年金、遺族年金、弔慰金等が支給されることになりました。

また、相当の期間を軍人、軍属と同様の業務にもっぱら従事した「満鉄軍属」の職員もこの取り扱いを受けますが、無条件でなくきわめて少数の職種に限定されているので、これらの職員の全部が対象でないから注意してください。

④日華事変間における本邦等勤務の軍人、準軍人の傷病者に対して特例障害年金を支給

昭和12年7月から昭和16年12月7日までの間に本邦、樺太、千島列島、朝鮮、満州、台湾などに在隊し、日華事変に関する勤務に関連して傷病にかかり、これによって昭和47年10月1日現在の不具廃疾の状態が第5款症以上であるときは、その程度に応じた特例障害年金を支給することになりました。

なお昭和16年12月8日以降の太平洋戦争期間中の者に対しては、昭和46年10月1日からすでに特例傷病恩給が支給されています。

⑤勤務関連死亡の陸、海軍文官の遺族に弔慰金を支給

昭和12年7月7日以後本邦等に勤務中、事変または戦争に関する勤務に関連した傷病によって死亡した陸、海軍部内の文官について、その死亡が昭和16年12月8日以後であるときはその遺族に弔慰金が支給されることになりました。

軍人等の遺族に対して「特別弔慰金」の支給範囲が拡大されました

該当すると思われる方は、早めに御相談下さい

終戦27年目を迎えました今日、すでに相当数の遺族年金、公務扶助料等の受給者が失権し、又、当初から弔慰金のみを受給した遺族も、この国債の償還が終りまして現在では、身近の遺族でありながら国から何らの給付も受けていないものが相当数にのぼっております。

この様なことから、戦歿者の遺族に対する特別弔慰金が支給されておりましたが、昭和47年5月29日から、又も、次の様に支給範囲が拡大されました。

該当すると思われる方は、役場の社会福祉課に御相談の上、申請手続きをして下さい。

その主な内容

◎新たに請求できることになったのは、

昭和47年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した遺族で、昭和47年4月1日現在、公務扶助料、遺族年金等を受給している者がいない場合に弔慰金受給者、戦歿者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者が受給できることになりました。

◎この特別弔慰金は3万円の国債です。

◎請求の権利は昭和50年5月28日までに請求しないときは時効になります。

住民相談日　11月10日

昭和四十七年度第2回　産業育成資金の貸付

このことについて左記の要領により貸付いたしますから希望者は下記期限までに申込書に記入の上申込下さい。なお申込書の提出のないもの（電話口頭等）は受付けしません。

一、貸付限度額最高五十万円、但し審査により減額される場合もあります。

二、貸付予定日昭和四十七年十一月十八日（四ヶ月）

三、利率日歩　二銭五毛

四、申込期限
昭和四十七年十一月十一日期限厳守

五、申込場所
商工会事務所又は岩室村役場開発課

なお申込書は商工会事務所又は役場開発課にあります。

亡き夫の香典返し

橋本の故金子貢殿（48才）の御遺族より社会福祉協議会に弐万円の御寄附がありました。

有難く頂戴いたしまして福祉関係に有効につかわせていただきます。厚く御礼申し上げます。

岩室小学校に一〇〇万円を寄附

石瀬出身の棚橋さん

岩室村石瀬の出身で現在東京都世田谷区東玉川に建築業を営まれていた棚橋竹市さん（昭和47年7月9日死亡）の妻キヨさんは、幼少時代指導と薫陶を受けた母校岩室小学校へ「教育振興のため活用してほしい」と亡夫の遺志にもとづいて一〇〇万円の寄附をされました。村では御厚志に感謝するとともに、関係者と協議して教育振興のために有効に活用すべく協議しております。

救急車出動は生命が危険な時

救急車は災害や交通事故などで、生命に危険をおよぼす時に出動するものです。ちょっとしたケガなどの場合は、ほかの車を利用してください。また、お産の場合は、異状分娩による母体や胎児に生命の危険がある場合に限り、その他は救急車を呼ばないようにしてください。

救急車の要請は、交通事故や急病など、生命が危険で一刻も早く病院へ患者を搬入しなければならない場合で、このようなときに限り消防署へ救急車を呼ぶようにしてください。

救急車を要請するときは患者の容体と住所、氏名、性別、年齢、人数など、できるだけくわしく連絡するようにしてください。

「緊急」に該当しない用件で使用されているときに重大な非常事態が生じたら大変ですので、みなさんの御協力をお願いします。